

厚生労働大臣の定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1.医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して、より適切な医療を提供できるよう取り組んでいる医療機関です。

2.医療 DX 推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、診療を実施しています。またマイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

3.明細書発行体制について

当院は医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

4. 地域包括診療加算

当院は健康相談や予防接種に係る相談、患者さまに係るケアマネジャーや相談支援専門員からの相談、患者さまの状態に応じ、28 日以上長期処方、リフィル処方箋の対応を行っています。お気軽にご相談下さい。

5.一般名処方加算

現在、一部の医薬品の供給が不安定であり、また令和6年10月より、後発品のある先発品を患者さまのご希望を踏まえ処方した場合には、新たな患者負担が発生する制度が導入されています(医療上の必要性がある場合等は除く)。

当院では、薬局で患者さまへスムーズに医薬品が提供されるよう、国の推進する一般名処方を実施しています。

一般名処方とは、商品名ではなく有効成分を処方箋に記載することであり、有効成分が同一であれば、薬局さまにて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。なお、医薬品によっては一般名処方できない場合もありますこと、あらかじめご了承ください。

ご不明な点等がございましたら、医師までご相談ください。

6.機能強化加算

当院では、「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。

- ・ 予防接種、健康診断の結果に関する相談に応じます。
- ・ 必要に応じ、訪問診療や往診に対応します。
- ・ 介護・保健・福祉サービスの利用に関する相談に応じます。
- ・ 夜間、休日の問い合わせへの対応を行っています。

7.外来感染対策向上加算

当院では、院内感染対策のため発熱・感染症外来受診時には事前に電話連絡を頂きます。一般の患者様と発熱患者様の動線を分けるため、発熱患者さんは院内専用個室あるいは院外ガレージでの対応を行い、一般外来の患者様との接触を極力避けることを心がけています。

感染対策に関して連携医療機関や医師会が主催する研修会に参加し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

※なお、当院は新興感染症の発生・まん延時などに受診歴の有無に関わらず発熱患者の受け入れを行う医療機関となっています。

以上